



## 【補助申請等】

補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)を、代表理事に提出しなければならない。

なお、補助対象団体の事業概要及び実績がわかる資料を併せて添付すること。

### ＜留意事項＞

※途中で事業内容等の変更が生じた際は、必ず事前に協議会に相談すること。

事前の相談なく事業内容を変更した場合は、変更部分については補助対象とならない場合がある。

※事業実施年度の翌年度に補助事業に対する成果を事業報告書(様式第5号)にて提出する必要がある。

※予算が無くなり次第、募集を終了する。

### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。